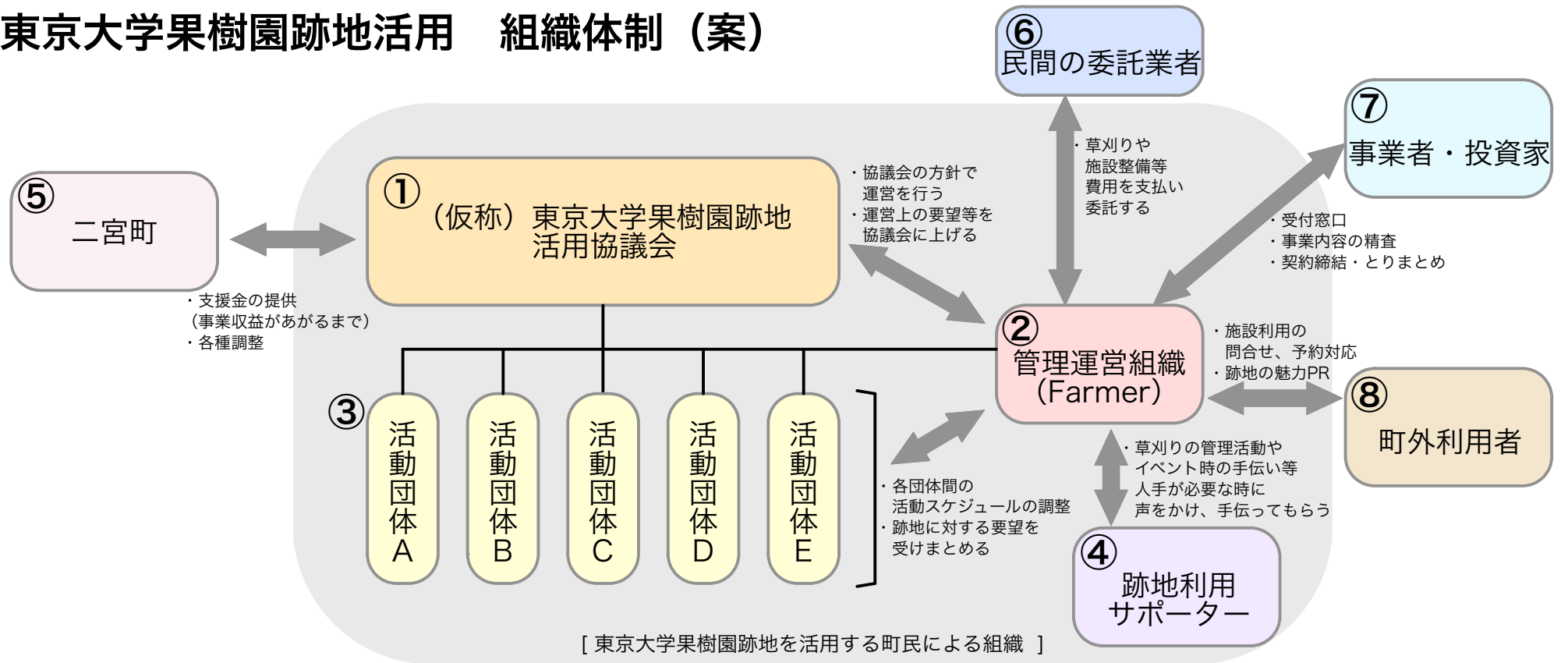


東京大学果樹園跡地活用 組織体制 (案)



■各関係者の説明

- ① (仮称) 東京大学果樹園跡地活用協議会
- ・ 跡地利用の主要事項に関する決定権を持つ
 - ・ 活動団体の話し合いの場

- ② 管理運営組織 (Farmer: 耕す人、農園主という意味で暫定で命名)
- ・ 跡地の管理運営を行う。一定の決定権を持つ (協議会を通さず独自に判断する)
 - ・ 草刈り、施設修繕等の管理活動を行う
 - ・ 収益事業の運営、事業収支の管理を行う
 - ・ 問題があった場合の対応を行う (事故等)
 - ・ 時間的・金銭的負担を負う可能性がある。

- ③ 各活動団体
- ・ 代表者は協議会に参加する
- ④ 跡地利用サポーター
- ・ 団体の活動とは別に自由に活動に関わる
- ⑤ 二宮町
- ・ 土地所有者。当面の建物管理を行う
- ⑥ 民間業者
- ・ 草刈り、施設整備等委託を受けて行う
- ⑦ 事業者・投資家
- ・ 跡地を利用して事業を行う
 - ・ 事業の内容は、協議会にて審査を行う
- ⑧ 町外利用者
- ・ 施設の利用、イベント等に客として来場する

※1: 協議会の参加は団体ごととする。

※2: 個人での活動参加は、
②管理運営組織
④サポーター となる。

①協議会と②管理運営組織を
兼ねることは可能。

※3: スポーツ広場の予約調整方法等は、
今後、スポーツ広場検討部会、
検討会にて検討していく。